

鯖江・丹生消防組合インターネット公有財産売却 ガイドライン

第 1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号または第 2 項各号該当すると認められる方

(参考: 地方自治法施行令(抄))

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 日本語を完全に理解できない方

(3) 鯖江・丹生消防組合が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

(4) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり鯖江・丹生消防組合が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間鯖江・丹生消防組合の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」といいます)上の公有財産売却の物件詳細画面や鯖江・丹生消防組合において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

また、入札の前に鯖江・丹生消防組合が実施する物件説明会において、購入希望の財産を確認してください。

- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア. 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ. 参加申し込み(本申し込み)

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、鯖江・丹生消防組合のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込・誓約書(以下、「申込書」といいます)」を両面印刷し、必要事項を記入・押印後、次のいずれかの書類を添付のうえ、鯖江・丹生消防組合に送付または持参してください。郵送の場合は、申込締切日の消印有効とします。

(必要書類)

- ・ 個人で参加される場合は、公的機関が発行する証明書(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証などの住所、氏名、生年月日が確認できるもの)の写し。
- ・ 参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本(発効後3か月以内のもの)の写し。
- ・ 複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要となりますが、添付書類は1通のみ提出してください。※動産・自動車の場合:住民票の写し(法人の場合は商業登記簿謄本の写し)、印鑑登録証明書(印鑑証明書)の写し、運転免許証のコピー、マイナンバーカードのコピー、パスポートのコピーのうちいずれか1通のみ提出してください。

- (6) 公有財産売却においては、特定の物件(売却区分)の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など鯖江・丹生消防組合の責に帰すことの

できない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

- (2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

4. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを鯖江・丹生消防組合に開示され、かつ鯖江・丹生消防組合がこれらの情報を鯖江・丹生消防組合公文書管理規程に基づき、5 年間保管すること。

・ 鯖江・丹生消防組合から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ. 鯖江・丹生消防組合は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。

- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5. 共同入札について

共同入札はできません

※ 共同入札:一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

・ 法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、鯖江・丹生消防組合が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の1以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

クレジットカードによる納付のみです。

- ・ 入札保証金には利息を付しません。
- ・ 原則として、入札開始2日前までに鯖江・丹生消防組合が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア. クレジットカードによる納付

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

- ・ 申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」をしてください。
- ・ VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）
- ・ 法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに鯖江・丹生消防組合の定める契約を締結しない場合は返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

鯖江・丹生消防組合は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、鯖江・丹生消防組合は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名(名称)とみなします。

ア. 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ. 鯖江・丹生消防組合から落札者への連絡

落札者には、鯖江・丹生消防組合から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレス、または、回答いただいた電話番号に落札者として決定された旨の連絡を入れさせていただきます。

- ・ 鯖江・丹生消防組合が落札者に送信した電子メール・電話番号が、落札者によるメールアドレス・電話番号の変更やプロバイダの不調などの理由により連絡がつかないために、鯖江・丹生消防組合が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。
- ・ 当該電子メールに表示されている整理番号は、鯖江・丹生消防組合に連絡する際や鯖江・丹生消防組合に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

鯖江・丹生消防組合は、入札終了後に落札者に対し電子メール・電話連絡等により、落札者本人確認と契約締結に関する案内を行います。

契約の際には鯖江・丹生消防組合より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して鯖江・丹生消防組合に直接持参または郵送してください。

ア. 必要な書類

- ・ 落札者が個人の場合は、住民票および印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)
- ・ 落札者が法人の場合は、印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)

イ. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

売払代金の残金納付期限は、落札決定の日から2週間以内で鯖江・丹生消防組合が指定した日となります。

落札者は、売払代金の残金納付期限までに鯖江・丹生消防組合が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付さ

れた契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに鯖江・丹生消防組合が納付を確認することが必要です。

- ・ 鯖江・丹生消防組合が指定する銀行口座への振り込みとなります。

(落札決定後に、振込期日・振込金額・振込指定口座番号等を記した書面を、メールに添付し通知します。)

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

(2) 入札保証金返還の方法および返還に要する期間

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

落札から落札物件引き渡しまでの流れについて

鯖江・丹生消防組合は、落札後、落札者と売買契約を交わします。

契約の際には鯖江・丹生消防組合より契約書、車両の引き渡しに係る書類、および車両の所有者変更手続き等に必要な書類(ナンバーを取得するものではありません)を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、自治体が発行する身分証明書等の原本を鯖江・丹生消防組合に、直接持参または郵送してください。その後、売払代金の残金納付確認後、鯖江・丹生消防組合が指定した保管場所において、一時抹消登録の状態(ナンバープレートがない状態)で、引き渡しとなります。引き渡し日時は電子メール・電話連絡等において調整させていただきます。

第5 所有権移転について

所有権移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付された時点において権利移転します。

第6 所有権移転の手続きについて

- (1) 車両の引き渡し完了後ただちに、落札者本人が自費にて所有権移転手続きを行っていただきます。
手続き完了後に、鯖江・丹生消防組合へ登録識別情報通知書の写しを、郵送または電子メールで返送していただきます。
- (2) 登録識別情報等通知書の所有欄は、落札者本人となります。落札者以外の名義にすることはできません。
- (3) ナンバーを取得する場合は、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸局に、当該車両を持ち込んで登録手続きをしていただくことが必要です。
- (4) 財産の引き渡しは、契約時の現況有姿となります。
- (5) 引き渡しにあたっては、落札者の本人確認のため次の書類をお持ちください。
 - ア. 身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等の住所及び氏名が明記され、本人の写真が添付されている書類）
 - イ. 印鑑（受領書捺印用）
※代理人が引き渡しを受ける場合は、代理権限を証する委任状と上記の書類をお持ちください。
 - ウ. 車両の移送等に伴う費用は、落札者の負担となります。
 - エ. 引き渡された財産については、いかなる理由があっても返却交換はできません。
 - オ. 落札者は、売払代金納入時に公有財産を引き取らない場合、「保管依頼書」が必要です。「保管依頼書」は、鯖江・丹生消防組合ホームページから印刷して、必要事項を記入・押印して郵送にて鯖江・丹生消防組合に提出してください。

第7 注意事項

1. 契約締結後の財産にかかる危険負担について

落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など鯖江・丹生消防組合の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

2. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合
- イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ(自動抽選)が必要な場合でくじ(自動抽選)が適正に行えない場合

3. 公有財産売却の中止について

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分(売却財産の出品区分)の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。

4. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など(以下「入札者など」という)に損害が発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、鯖江・丹生消防組合は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、鯖江・丹生消防組合は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、鯖江・丹生消防組合は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、鯖江・丹生消防組合は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義(法人の場合は当該法人代表者名義)のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して

入札者などに生じた損害について鯖江・丹生消防組合は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、鯖江・丹生消防組合は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず鯖江・丹生消防組合は責任を負いません。

5. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

6. リンクの制限など

鯖江・丹生消防組合が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、鯖江・丹生消防組合物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。また、売却システム上において、鯖江・丹生消防組合が公開している情報(文章、写真、図面など)について鯖江・丹生消防組合に無断で転載・転用することは一切できません。

7. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

8. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

9. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システ

ムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字(JIS(工業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 17 条第 1 項の日本工業規格)X0208 をいいます)であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

(3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

10. 公有財産売却参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

11. 鯖江・丹生消防組合インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

鯖江・丹生消防組合は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、鯖江・丹生消防組合は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

12. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、鯖江・丹生消防組合が掲載したものでない情報については、鯖江・丹生消防組合インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。